

OPクレジット ハウス会員規約・規定集 新旧対照表

※「改定前」欄の下線部分は、削除となった箇所です。

同様に、「改定後」欄の赤字下線部分は、改定または追記となった箇所です。※小田急グループ各社の掲載順序変更は除く。

改定前（2022年4月版）	改定後（2023年3月版）
<p>第1条（会員）</p> <p>1～2.略</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で「家族カード」として定義されるものをいいます。以下本条において同じです。）を使用して、本規約に基づくクレジットカード利用（第3章（ショッピング利用）に定めるショッピングならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下同じです。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第36条第4項所定の方法により家族会員によるクレジットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできないものとします。</p> <p>4～9. 略</p>	<p>第1条（会員）</p> <p>1～2.略</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で<u>定義される「カード」のうち家族会員に貸与</u>されるものをいいます。以下本条において同じです。）を使用して、本規約に基づくクレジットカード利用（第3章（ショッピング利用）に定めるショッピングならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下同じです。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第36条第4項所定の方法により家族会員によるクレジットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできないものとします。</p> <p>4～9. 略</p>
<p>第2条（カードの貸与およびカード管理）</p> <p>1～2.略</p> <p>3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理しなければなりません。また、会員は、他人にカードを貸与・預託・譲渡・担保提供・寄託その他の処分をなすことや、他人にカード情報を預託もしくは利用させることはできません。</p> <p>4. 略</p>	<p>第2条（カードの貸与およびカード管理）</p> <p>1～2.略</p> <p>3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理しなければなりません。また、<u>カードおよびカード情報は、会員本人以外は使用できないものです。</u>会員は、他人にカードを貸与・預託・譲渡・担保提供・寄託その他の処分をなすことや、他人にカード情報を預託もしくは利用させることはできません。</p> <p>4. 略</p>
<p>第5条（付帯サービス）</p> <p>1～3.略</p>	<p>第5条（付帯サービス）</p> <p>1～3.略</p>

<p>4.略</p>	<p><u>4.会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</u></p> <p>5.略</p>
<p>第9条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員は、会員が両社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・カードの利用目的・第35条に定める支払い口座・暗証番号・家族会員等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出るものとします。</p> <p>2～3.略</p>	<p>第9条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員は、会員が両社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・カードの利用目的・第35条に定める支払い口座・暗証番号・家族会員、<u>メールアドレス</u>等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、<u>会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</u></p> <p>2～3.略</p>
<p>第10条（取引時確認等）</p> <p>略</p>	<p>第10条（取引時確認等）</p> <p><u>1.略</u></p> <p><u>2.両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第10条の3（マネー・ローンダリング等の禁止）</u></p> <p><u>会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（テロリストを含む。）に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。）を遂行する目的で、またはマネー</u></p>

・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。

第12条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）

1. 略

(1)①～⑨ 略

(2)略

①略

②当社もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業、その他の当社もしくはJCBまたは両社の事業（当社またはJCBの定款記載の事業をいいます。以下総称して「両社の事業」といいます。）における取引上の判断（会員等による加盟店（本号④（ウ）、（エ）に定めるものをいいます。）申し込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含みます。）

③～⑤ 略

(3)～(7) 略

2. 略

第12条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）

1. 略

(1)①～⑨ 略

(2)略

①略

②当社もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業、その他の当社もしくはJCBまたは両社の事業（当社またはJCBの定款記載の事業をいいます。以下総称して「両社の事業」といいます。）における取引上の判断（会員等による加盟店（本号④（ウ）、（エ）に定めるものをいいます。）申し込み審査および会員等の**家族または親族**との取引上の判断を含みます。）

③～⑤ 略

(3)～(7) 略

2. 略

第13条（個人情報情報機関の利用および登録）

1. 略

(1)本会員等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人情報機関（以下「加盟個人情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用されること。なお、登録されている個人情報には、**不渡情報、官報**等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人情報機関および提携個人情報機関のそれぞれが収集し登録した情報を含みます。

(2)～(3)略

2～3. 略

第13条（個人情報情報機関の利用および登録）

1. 略

(1)本会員等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人情報機関（以下「加盟個人情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用されること。なお、登録されている個人情報には、**官報**等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人情報機関および提携個人情報機関のそれぞれが収集し登録した情報を含みます。

(2)～(3)略

2～3. 略

第23条（立替払いの委託等）

1. 略
2. 前項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。
3. 略

第30条（会員と加盟店との間の紛議等）

- 1～2. 略
3. 略
 - (1)略
 - (2)商品等に破損・汚損・故障その他の瑕疵があること
 - (3)略
- 4～7. 略

第31条（約定支払日と口座振替）

1. 本会員が当社またはJCBに支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく債務の支払期日は毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）とします（本規約において「約定支払日」といいます。）。本会員は、約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）。を、予め本会員が届け出た金融機関の預金口座等（以下「支払い口座」といいます。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日に支払わなければならないことや、本会員の当社またはJCBに対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社またはJCBが特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。）により支払わなければ

第23条（立替払いの委託等）

1. 略
2. 略

第30条（会員と加盟店との間の紛議等）

- 1～2. 略
3. 略
 - (1)略
 - (2)商品等に破損・汚損・故障があるなど会員と加盟店との間の契約の内容に適合しないこと
 - (3)略
- 4～7. 略

第31条（約定支払日と口座振替）

1. 本会員が当社またはJCBに支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく債務の支払期日は毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）とします（本規約において「約定支払日」といいます。）。本会員は、約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）。を、予め本会員が届け出た金融機関の預金口座等（以下「支払い口座」といいます。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日に支払わなければならないことや、本会員の当社またはJCBに対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当社またはJCBが特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行

ならないことがあります。

なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、当社またはJCBは、支払い口座が開設されている金融機関等との約定に基づき、当該約定支払日以降の日に約定支払額の全額または一部につき口座振替できるものとします。

2～8.略

業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当社に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。により支払わなければならないことがあります。

なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、当社またはJCBは、支払い口座が開設されている金融機関等との約定に基づき、当該約定支払日以降の日に約定支払額の全額または一部につき口座振替できるものとします。

2～8.略

第32条（明細）

当社は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い利用残高等（以下「明細」といいます。）を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届出住所への郵送その他当社所定の方法により通知します。ただし、約定支払額がない場合および年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。また、第25条第2項第2号に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。

第32条（明細）

1. 当社またはJCBは、「MyJCB」および「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第25条第2項第2号に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。
2. 当社は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJCB」および「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を画面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当社は本会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当社が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当社が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（ただし、当社所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当社が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当社は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。
3. 当社が本会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき

明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当社に対して届け出るものとします。

第35条（期限の利益の喪失）

1.略

2.略

(1)～(2)略

(3)第36条第3項(1)、(4)、(6)の事由に基づき会員資格を失ったとき

(4)～(5)略

3. 略

第35条（期限の利益の喪失）

1.略

2.略

(1)～(2)略

(3)第36条第3項(1)、(4)、(6)、(14)または(15)の事由に基づき会員資格を失ったとき

(4)～(5)略

3. 略

第40条（退会および会員資格の喪失等）

1～2.略

3.会員（(2)または(12)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(4)、(5)、(6)、(9)、(10)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含まれます。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)、(7)、(8)においては当然に、(4)においては相当期間を定めた当社またはJCBからの通知、催告後に是正されない場合、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)においては当社またはJCBが会員資格の喪失を通知したときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を失った場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき両社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1)～(10) 略

第40条（退会および会員資格の喪失等）

1～2.略

3.会員（(2)または(12)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(4)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(14)、(15)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含まれます。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)、(7)、(8)においては当然に、(4)においては相当期間を定めた当社またはJCBからの通知、催告後に是正されない場合、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(13)、(14)、(15)においては当社またはJCBが会員資格の喪失を通知したときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を失った場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき両社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1)～(10) 略

(11)会員が自らまたは第三者を利用して、当社、JCBまたは両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。

- (1) 略
- (2) 略

4～6.略

7.当社またはJCBは、本条第3項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めるときには、カードの利用をお断りすることができるものとします。

<ご相談窓口>

- 1. 略
- 2. 略

小田急電鉄株式会社

〒160-8309 東京都新宿区西新宿1-8-3

小田急カード専用デスク

☎ 0422-72-0030

(9:00～17:00 年末年始を除き年中無休)

①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求

②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求

③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為

④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求

⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為

(12) 略

(13) 略

(14)会員が第10条の3に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第10条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。

(15)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。

4～6.略

<ご相談窓口>

- 1. 略
- 2. 略

小田急電鉄株式会社

〒243-0489 神奈川県海老名市めぐみ町2-2

小田急カード専用デスク

☎ 0422-72-0030

(9:00～17:00 年末年始を除き年中無休)

<p>3. 略</p> <p>小田急電鉄株式会社 小田急カードお客さま相談担当</p> <p><u>〒160-8309 東京都新宿区西新宿1-8-3</u></p> <p>☎ 03-3349-9931</p> <p>(10:00～17:00 年末年始を除く平日)</p>	<p>3. 略</p> <p>小田急電鉄株式会社 小田急カードお客さま相談担当</p> <p><u>〒243-0489 神奈川県海老名市めぐみ町2-2</u></p> <p>☎ 03-3349-9931</p> <p>(10:00～17:00 年末年始を除く平日)</p>
<p><登録情報および登録期間></p> <p>略</p> <p>※ 略</p> <p>※上表の他、CICについては、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※ 略</p>	<p><登録情報および登録期間></p> <p>略</p> <p>※ 略</p> <p>※上表の他、CICおよびJICCについては、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※ 略</p>
<p><繰上返済方法></p> <p>※ 略</p> <p>※全額繰上返済の場合、～</p> <p>※一部繰上返済の場合、～</p>	<p><繰上返済方法></p> <p>※ 略</p> <p>※全額繰上返済の場合、～</p> <p>※一部繰上返済の場合、～</p> <p><u>※金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません（キャッシング振込サービスの場合を含みます。）。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。</u></p> <p><u>※持参によるご返済は受付できる営業所・時間等の制限がございますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。</u></p>
<p>小田急ポイントサービス特約</p> <p>第5条（OPカードWEBサービス等）</p>	<p>小田急ポイントサービス特約</p> <p>第5条（ポイント照会）</p>

(1)OPカードWEBサービス

会員は、小田急ポイントカードウェブサイト (<https://www.odakyu-card.jp>) において、ポイントの確認その他当社所定のサービスを受けることができます。なお、かかるサービスは当社所定の「OPカードWEBサービス利用規約」に従うものとします。

(2)ポイント照会

前項のほか、小田急ポイントアプリや、小田急カード専用デスク (0422-72-0030) にてポイントを確認できます。また、加盟店によっては、お買い上げレシートやポイント照会機にて確認できるものもあります。

削除

会員は、当社所定のウェブサイトやスマートフォンアプリ、小田急カード専用デスク (0422-72-0030) にてポイントを確認できます。また、加盟店によっては、お買い上げレシートやポイント照会機にて確認できるものもあります。

小田急ポイントカード特約

《小田急グループ》

小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、小田急箱根高速バス(株)、(株)江ノ電バス、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、小田急シティバス(株)、(株)東海バス、小田急交通(株)、箱根登山ハイヤー(株)、神奈中タクシー(株)、(株)海老名相中、(株)厚木相中、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、伊豆急東海タクシー(株)、小田急交通南多摩(株)、私鉄協同無線センター(株)、箱根観光船(株)、箱根ロープウェイ(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョー、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、(株)白鳩、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、Odakyu Australia Pty Ltd.、(株)小田急 SC ディベロップメント、箱根施設開発(株)、Odakyu Lanka Pvt Ltd.、M.S.B.R Land Holding Pvt Ltd.、Odakyu USA Inc.、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、U D S(株)、沖縄U D S(株)、誉都思建筑咨询(北京)有限公司、誉都思酒店管理(北京)有限公司、韓国U D S(株)、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、GIRAUD RESTAURANTS ASIA(CAMBODIA)CO.,LTD.、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビル

小田急ポイントカード特約

《小田急グループ》

小田急電鉄(株)、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、小田急ハイウェイバス(株)、(株)江ノ電バス、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、(株)東海バス、小田急交通(株)、神奈中タクシー(株)、(株)海老名相中、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、小田急交通南多摩(株)、私鉄協同無線センター(株)、箱根観光船(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョー、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、(株)白鳩、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、Odakyu Australia Pty Ltd.、(株)小田急 SC ディベロップメント、箱根施設開発(株)、Odakyu Lanka Pvt Ltd.、M.S.B.R Land Holding Pvt Ltd.、Odakyu USA Inc.、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、U D S(株)、沖縄U D S(株)、誉都思建筑咨询(北京)有限公司、誉都思酒店管理(北京)有限公司、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、GIRAUD RESTAURANTS ASIA(CAMBODIA)CO.,LTD.、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、(株)オリエントサービス、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)フラッグスビジョン、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急フィナンシャル

<p>システム(株)、(株)オリエントサービス、<u>東海総合警備保障(株)</u>、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)フラッグスビジョン、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)ヒューマンックホールディングス、(株)ヒューマンック、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ</p> <p style="text-align: right;"><u>計 93 社 2021 年 11 月 30 日現在</u></p>	<p>センター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)ヒューマンックホールディングス、(株)ヒューマンック、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ</p> <p style="text-align: right;"><u>計 86 社 2022 年 12 月 1 日現在</u></p>